



ジュニアカーティングトロフィー 関東シリーズ 2026

特別規則書

公示

本競技会は、JAF国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則、2026年度SLカートミーティング規則規定、及び大会特別規則書に従って開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

ジュニアカーティングトロフィー 関東シリーズ（全16戦）

略称：JKT 関東

第2条 競技種別

JAF国内カート競技規則 第1種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

第3条 競技会格式

クローズド格式

第4条 開催場所及び日程

1) 開催場所及び日程

プレカップ	02月22日	茂原ツインサーキット西コース(千葉県)
第1,2 戰	04月05日	榛名モータースポーツランド(群馬県)
第3,4 戰	05月17日	ワイツク潮来(茨城県)
第5,6 戰	07月26日	サーキット秋ヶ瀬(埼玉県)
第7,8 戰	08月16日	フェスティカ栃木(栃木県)
第9,10 戰	09月27日	茂原ツインサーキット西コース(千葉県)
第11,12 戰	10月25日	榛名モータースポーツランド(群馬県)

・JKT KIDS

プレカップ	02月22日	茂原ツインサーキット西コース(千葉県)
第1,2 戰	03月08日	中井インターナショナルサーキット(神奈川県)
第3,4 戰	05月17日	ワイツク潮来(茨城県)
第5,6 戰	06月14日	レオンサーキット(茨城県)
第7,8 戰	07月26日	サーキット秋ヶ瀬(埼玉県)
第9,10 戰	08月16日	フェスティカ栃木(栃木県)
第11,12 戰	09月27日	茂原ツインサーキット西(千葉県)

2) オーガナイザー（主催者）及び競技会（大会）事務局

主催：JKT 関東シリーズ実行委員会

〒348-0043 埼玉県羽生市桑崎 275-1

TEL:048-560-3636 FAX:048-560-3606

MAIL : officer@jkt-kanto.jp

HP : <https://jkt-kanto.jp>

第5条 大会競技役員

大会公式通知にて別紙各戦参照

第6条 競技クラス区分

1) キッズチャレンジ

2) ROOKIE (ルーキー)

3) MINI (ミニ)

4) JUNIOR (ジュニア)

第7条 公式通知に関する規定

本特別規則書に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本開催概要発表後に生じた必要事項は、下記のいずれかの方法によって参加者に通知されます。

1) 大会公式ホームページに掲載

2) 大会事務局掲示板に掲出

3) ドライバーズミーティングにて告知

4) 緊急の場合は場内放送にて伝達

第8条 延期、中止または取りやめ及び変更

主催者は、大会審査委員会の承諾を得て大会の全部または一部を延期、中止または取り止めることができます。イベントの全部を中止し、あるいは 24 時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還されます。但し保険料は返還されません。

エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しません。なお、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利を合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認められません。

第2章 競技参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

開始：大会開催日の 1 ヶ月前

締切：大会開催日の 1 週間前

申し込み方法：

JKT 登録オフィシャルチームごとのエントリー。

締切以降及び当日のエントリーは原則として受け付けません。

1) 申込先：JKT 関東シリーズ実行委員会

2) 必要物(大会当日までに必要な物)

①参加申込書

②競技会参加に関する誓約書

③有効な SLO 安全協力会加入証または保険加入証明書（コピー可）

④その他主催者が指定するもの

第2条 エントリーフィー

- | | |
|-------------|----------|
| 1) キッズチャレンジ | ¥19,800- |
| 2) ROOKIE | ¥22,000- |
| 3) MINI | ¥22,000- |
| 4) JUNIOR | ¥22,000- |

※上記参加料は税込み価格(円)となります。エントリーフィーは大会終了後事務局よりオフィシャルチームへ請求書にてご請求いたしますので、大会終了後 10 日以内に事務局指定の口座へ銀行振込にてお振込みください。

※競技会当日に自動計測装置(トランスポンダー)をレンタルする場合、上記参加料に別途¥2,200-(税込)を頂きます。(マイポンダーの使用を推奨します。)

第3条 エントリーの資格

下記の参加条件を満たしていること。

- 1) キッズチャレンジクラス

年齢：当該年度 6 歳以上

資格：ファンカートキッズアカデミー、レオンレーシングスクール、中井インターラーキットいずれか、オフィシャルチームの所属ドライバーであること。

- 2) ROOKIE クラス

資格：JKT オフィシャルチームが推薦し、JKT 関東シリーズ実行委員会が認めた者。

- 3) MINI クラス

資格：JKT オフィシャルチームが推薦し、JKT 関東シリーズ実行委員会が認めた者。

- 4) JUNIOR クラス

資格：JKT オフィシャルチームが推薦し、JKT 関東シリーズ実行委員会が認めた者。

第4条 エントリーの受理と拒否

- 1) 主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、且つその行為をもって最終の決定とします。この場合エントリーフィーは全額返還されます。
- 2) 本規則に則った行動を頂けない場合、競技会への参加を取り消す場合や以降を含むエントリーの拒否をする場合があります。
- 3) エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書及びエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立しますが、拒否の通知は開催日までに連絡されます。
- 4) 一旦受理されたエントリーフィーはいかなる理由があっても返還されません。

第5条 参加定員

- 1) 各クラスは、参加申し込み締め切り時に台数が 3 台以上で成立とします。
- 2) 2 クラスの参加台数の合計が 5 台未満の場合、混走での開催となる場合があります。
- 3) クラス開催が不成立となった場合、大会 3 日前までにホームページ等で通知します。
- 4) 各クラス、予選、決勝のフルグリッド台数は 34 台。
- 5) 不成立となつた場合、エントリーフィーは返金されます。

第6条 ピットエリア入場について

パルクフェルメ、ダミーグリッド、作業エリア、パドック、コース等は大変危険な場所です。

ピットクルー、メカニック作業者、エントラントにおいて施設内での事故等による傷害は理由にかかわらず自己責任となります。ただし施設の不備は除きます。

各開催会場施設内のルールを守り、すべての方は危険な場所で作業していることを理解の上ご参加いただきます。危険行為および運営側への協力を得られない方は退場していただきます。

第7条 保険

- 1) 参加するドライバーは有効な SLO 安全協力会への加入を強く推奨します。
- 2) SLO 安全協力会への未加入者は各自有効な障害保険に加入していかなければなりません。
※ドライバー及びピットクルーはレース、練習時を含め健康保険証を所持してください。

第3章 競技車両に関する事項

第1条 参加車両

2026年 JAF 国内カート競技車両規定および、2026年 SL カートミーティング車両規則規定、および 2026 年本大会特別規則の車両規定に準拠しているカートであること。

第2条 自動計測装置（トランスポンダー）

オーガナイザーより貸し出されたトランスポンダーは競技終了後すみやかに返却して下さい。破損、紛失した場合、理由の如何を問わず 1 個につき 55,000 円(税込)をオーガナイザーへ支払います。

- 1) 参加者は、オーガナイザーが用意する自動計測装置（トランスポンダー）または、自身で所有する MYLAPS 製 X2、TranX160、TranX260、TranX PRO、FLEX(通称：マイポンダー)を使用することができます。使用する際は以下の項目を厳守してください。
 - ① 使用については、参加申込みの際、番号を確実に記入して下さい。
 - ② マイポンダーは所有者以外の使用はできません。他人との共用も認められません。
 - ③ マイポンダーが正常に作動していないと判断し、競技役員により指示された場合は、直ちにオーガナイザーの用意する自動計測装置（トランスポンダー）に交換して頂く場合があります。その際は大会事務局にて受付をし、自動計測装置（トランスポンダー）の使用の手続きをお願いします（実費 2,200 円（税込）がかかります）。
- 2) マイポンダーを使用する際は、充電、製品管理は自己責任となり、それに伴う計測トラブルに関しては、全て参加者の責任となります。計測不良によってタイム計測が出来なかつた場合、リザルトにタイムは表示されず、タイムトライアルの結果はノータイムとなります。
- 3) トランスポンダーの付け忘れに関しては、如何なる場合も「必備部品違反」とし、ノータイムとします。また、トランスポンダー取り付け位置は、原則としてカート座席(シート)の後部、またはシートステー(ブレーキ側)に取り付けるものとし、地面との距離は約 30cm までの高さに設置するよう留意して下さい。
- 4) 貸し出ししたトランスポンダーに計測不良が起きた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別のトランスポンダーに交換します。その場合ゼッケン番号に変更はありません。

第3条 車載カメラについて

- 1) 車載カメラの取り付けは自由ですが、取り付けた上で発生した事象については理由の如何を問わず、全て参加者の責任となります。
- 2) 撮影した画像および映像はあくまでも個人が楽しむものであるとし、競技判定材料としては使用できません。
- 3) 車載カメラ取り付けの注意事項。
 - ① カメラ本体は、頑丈なアタッチメント等で容易に脱落しないように強固に固定して下さい。
 - ② カメラ等でゼッケンナンバーを隠さないよう固定して下さい。
 - ③ カメラ等の取り付けに不備があった場合、取り外しをお願いする場合があります。
- 4) 車載カメラの脱落等によるペナルティ。
競技会中に車載カメラが脱落した場合、原則として当該ヒート失格とします。

第4条 競技番号の指定

競技ナンバーは車両の前方と後方、両側方に必備とします。

前方・フロントパネル：明瞭に識別できる状態でなければなりません。

後方・リアプロテクション：中央のナンバープレート専用のスペースにしっかりと貼付して下さい。

側方・サイドカウル：左右とも明瞭に識別できる状態でなければなりません。

ベースサイズは縦20~22cmのもので黄色または白色指定、数字は縦15cm以上、字幅2~3cmのもので黒字指定とします。

ゼッケン番号、ゼッケンベースとも参加者各自で準備すること。一般市販品または自己作成でも規定内サイズであれば使用可能です。

※指定のないゼッケンナンバーの確定はエントリー後通知いたします。

第5条 ドライバーズブリーフィング

参加ドライバーは必ずブリーフィングに参加しなければなりません。ブリーフィングに参加しない場合はペナルティの対象となります。

第6条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

1) 競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤは、本競技会車両規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録し、且つ車両検査に合格したもののみが使用できます。

2) 登録、使用できる数はシャシー1台、エンジン1基とします。

車検登録していないシャシー、エンジンの使用は不可。

3) タイヤはドライ1セット・ウェット1セットで、車検登録していないタイヤの使用は不可とします。

但し、タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換することができます。

第7条 エンジン

1) エンジン区分は本競技会車両規定にて示します。

2) 登録するエンジンについては、前車検時においてエンジンの封印が実施される場合がある。登録・封印後は原則としてエンジンの分解は行ってはなりません。

3) 公式練習開始時間前までは車検委員の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められます。

4) 登録したエンジンが、故障破損等により車検委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1回だけエンジンの交換が認められます。故障破損したエンジンも再車検の対象となります。交換する際は車検長立ち合いの下で追加の登録が認められます。交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾）とします。

5) 走行中に吸気系または排気系のトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければなりません。競技を続行することは認められません。これに違反した場合は当該ヒート失格とします。

第8条 カート規定(ROOKIE・MINI・JUNIORクラス)

前条に規定する当該エンジンを搭載し、本競技会車両規定に合致した車両でなければなりません。

1) シャシーの構成パーツの取り付け方法、取り付け方向はメーカー市販状態を基本とします。

2) クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を行い、車体に6mm以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取り付ける事とします。

取り付けるボルトは最低2ヶ所以上とします。

3) フロントフェアリングは、全クラス2026年JAF国内カート競技車両規則第9条ボディワーク5)フロントフェアリング③基準Cのフロントフェアリング（通称：脱落式フロントフェアリング）の取り付けを義務とします。

第9条 燃料

1) ガソリン

- ① 一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリン使用が義務付けられます。
- ② 主催者は、ガソリンの銘柄及び供給方法等を指定する場合がある。この場合詳細事項は特別規則書または公式通知に示されます
- ③ すべての燃料冷却方式は禁止されます。混合前のガソリン及び混合後のガソリン全てにおいて、冷却などの措置は一切禁止されます。

2) エンジンオイル

通常市販されているものののみとし、添加物の使用は一切認められません。

3) 検査

ガソリン及びエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合があります。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知にて示されます。

4) 燃料の交換

燃料の比色による識別の結果、疑義が生じた場合は、主催者が用意した燃料（有償、無償問わず）に交換しなければならず、当該者はこれを拒むことはできません。また、本件に関する抗議は認められません。

第10条 使用タイヤの指定と制限

- 1) 天候等のコンディション変化によりドライタイヤからウェットタイヤへの交換、また逆への交換は主催者が指示する場合がある（主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もある）。
- 2) ウェットとドライの組み合わせ使用は禁止。
- 3) 使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒーティング、化学品の塗布は禁止されます。

第11条 車両検査・装備

公式練習の前に車両検査を受けなければなりません。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかつたとしても承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合があります。

- 1) 車両検査の日時及び場所は公式通知で知られ、ドライバーは車両検査に立ち会わなければなりません。
- 2) カート車両とその装備類は清潔で、且つ正しく整備された状態でなければなりません。
- 3) ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となります。競技を安全に行う事を目的にCIK/JAF公認実績のあるレーシングカートスーツの着用を義務とします（キッズチャレンジは推奨）。グローブ（手袋）、シューズ（足首まで保護する靴）など、それぞれ丈夫なものでなければなりません。なお、小学生はネックガード及びリブプロテクターの装着を義務付けとします。

4) ドライバーの装備品

- ① ヘルメットは規格公認品のフルフェイス型を使用し、保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とします。また使用年数が10年を超えるものも使用できません。
 - ② CIK公認ジュニア用ヘルメットの装着について15歳以下のドライバーに対し、CIK公認ジュニア用ヘルメットの装着を推奨します。
 - ③ 12歳以下（小学生）のドライバーは、ネックガードとリブプロテクターを必備とします。
 - 13歳（中学生）以上のドライバーは、ネックガードとリブプロテクターの装着を強く推奨します。
 - ④ 捨てバイザー（ティアオフシールド）の使用は禁止とします。
- 5) タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの走行後、主催者が指定した場所で計量及び再車検を行います。主催者によって違反が発見された場合は失格となります。

第4章 競技に関する事項

第1条 信号

競技中ドライバーに対する指示は、下記の種類の旗に従い行われます。

① 国旗もしくはシグナル

競技開始は、信号灯 赤シグナルの消灯と日章旗の振り下ろしでスタート。

優先すべきは信号灯となります。

※スタート合図の信号灯に不具合が発生し動作不良等となつた場合、車両にスタート合図を知らせる方法は日章旗を提示振動します。

② 緑に黄色の山形旗

ミススタート（再度スタートを行う為、ローリングをやり直す）

③ 赤旗

レース中止または中断。ドライバーはただちにレースを中止または中断し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行し、左右に分かれて安全確認しながら停止。

信号灯 赤シグナルの点灯。

④ 白旗

サービスカー（救急車）がコースインもしくはコース上にある。

⑤ 青旗

静止：追い越されようとしているので、現在の進行方向を保持。

振動：追い越されようとしているので、その者に進路を譲る。

⑥ 黄旗

静止：前方危険。追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

振動：前方が非常に危険。停止準備且つ追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

⑦ オイル旗（赤縞の入った黄旗）

前方路上に水、油有り。走行に注意。徐行を心がける。

⑧ 緑旗

競技続行。障害は除去されたのでコースクリア。

⑨ オレンジボールのある黒旗

指示された番号のカートに技術的なトラブルがあるのでピットイン命令。修理修復後、再出走できる。

⑩ 白黒旗

指示された番号のカートによる軽度のルール違反に対して最後の警告。（再度ルール違反をすると黒旗が出る）

⑪ 黒旗

指示された番号のカートへのピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭。失格となる宣告または注意を受ける。

⑫ 黒と白のチェックマーク旗

競技終了。前方のカートを抜かず、徐行し車検を受ける。

⑬ 白地に赤のバッテン旗

フォーメーションラップ中に隊列から遅れた車両に対し掲示される。指示された番号のカートは隊列の最後尾に並んでスタートする。

第2条 レースフォーマット

- 1) レースフォーマット：公式練習5分、タイムトライアル5分、予選レース6周、決勝レース1(12周)、決勝レース2(12周) 各分数、周回数の変更は公式通知に示されます。

第3条 公式練習

全てのドライバーは定められている公式練習に参加しなければなりません。

公式練習に参加する意思がない場合は、レース除外となります。ただし、ピットアウトスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合や、コースインの意思はあるが、車両やエンジンの不具合によって出走できない状態で公式練習が終了した場合でも、公式練習に参加したものと認められます。

- 1) 公式練習中のピットインおよびピットエリア内の作業は認められます。

第4条 タイムトライアル

- 1) 全てのドライバーは、予選ヒートのグリッドポジションを決めるため、タイムトライアルに参加しなければなりません。
- 2) タイムトライアルの方法は、公式通知によって示されます。
- 3) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合は、その時点でタイムトライアルの終了とみなされます。
- 4) タイムトライアルの成績は次の順序により決定されます。
 - ① ベストタイムによる順位（同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする）
 - ② ノータイム（出走順またはゼッケン順）
 - ③ その他

第5条 グリッド

- 1) カートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置付けられます(キッズチャレンジクラスは別途定めます)。
- 2) リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となつても他のカートは移動してはならず、スタートの合図が出されるまで空席グリッドが維持されなければなりません。

第6条 スタート手順

公式練習、タイムトライアル、予選ヒートは、ダミーグリッドからのコースインとなります。決勝ヒートは本コースからのスタートとなりますので、車両をグリッドに置いたあとはコース内からカートスタンドを速やかにピットエリアに移動してください。

スタート方式は2列のローリングスタート方式とします。(キッズチャレンジクラスは1列の隊列とします)。

- 1) フォームーションラップ前のウォームアップ走行がある場合の周回数はブリーフィングの際に示されます。ブリーフィング行われた指示に基づき、ウォームアップのための走行を行うことができます。ウォームアップが終わり、スタート合図される前に、約1周のフォームーションラップを行います。フォームーションラップ中のドライバーは、2列の隊列で低速走行しスタートラインへ向かいます。スタートライン25m手前に引かれたイエローラインを超えるまで加速をしてはなりません。
- 2) ポール、およびセカンドはフォームーションの隊列を整える義務があります。
- 3) 隊列がスタートラインに接近する段階で(フォームーションラップがスタートしたら)赤信号が点灯されます。
- 4) 競技長は、フォームーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行います。フォームーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はフォームーションラップが更に1周行われることを合図するために、赤信号の灯火を続けます(消灯しません)。この手順は全て日章旗の場合もあります。
- 5) フォームーションラップ中のドライバーは、オガナイザーが定める区間での追い越しおよび割込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となります。
- 6) フォームーションラップ中、過度なウェービング、ヒーティング走行は禁止され、前車との間隔を大きく開ける(概ね半車身を維持)ことは禁止されます。

- 7) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白/黒旗が示される。またペナルティが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合があります。
- 8) フォーメーションラップ中隊列から遅れた者が、隊列の前で待つ行為は禁止されます。
- 9) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バッテンのボード表示)された者、およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。
- 10) フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止されます。
- 11) フォーメーションラップ中にポール、またはセカンドのカートが停止または遅れてもフォーメーションは続行されます。その際は先頭にいる者にフォーメーションのペースを保つ義務が生じます。
- 12) スタート時、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートに出走することができません。

※スタート項目に違反した場合はペナルティ(当該ヒートの結果に5-10秒加算)が課せられる場合があります。

<フォーメーションラップ中およびスタート時のペナルティの例>

- ① スタート時のフライング。
- ② フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合。その行為が繰り返された場合最後尾に繰り下げ。
- ③ 正規のグリッドポジションからスタートしなかった場合。
- ④ 空席のグリッドポジションを詰めてスタートした場合。

第7条 レース中のルール

- 1) レース走行中はドライバーモラルを遵守し、スポーツマンシップに反する危険走行と認められた場合はレース失格対象となります。
- 2) いかなる場合も、定められた方向と逆に走行(逆走)してはなりません(但し、コース復帰のため安全確認後の方向転換は認められます)。
- 3) 衝突を避けるために、やむを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければなりません。
- 4) レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く挙げてアピールし、他のカートが過ぎ去つてから後方の安全を確認し、再スタートします。再スタートできない時は、レースの障害にならないよう、自分のカートをコース外の安全な場所に移動し、ヘルメットをかぶったまま終了を待たなければなりません。
- 5) カートから降りなければならない状況の場合は、オフィシャルにより排除されます。また、危険回避のためにオフィシャルが援助してコース復帰させる場合もあり得ます。
- 6) ドライバーは、工具・ケミカル用品等を携帯して走行する事はできません。
- 7) ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければなりません。
- 8) コースとピットロードを区分するラインをカットする事はできません。
- 9) レース進行中パドックに入ったカートは、レースを放棄したものとみなされ、再びコースに入りレースに復帰する事はできません。
- 10) 事故にみまわれたカートは、オフィシャルによって検査のため停止を命じられる事があります(競技役員の指示に従う事)。
- 11) 競技長には、不適当もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限があります。
- 12) オーガナイザー以外の者が撮影した画像および映像は、レースの競技判定には使用できません。

第8条 ペナルティ

反則行為におけるペナルティは、別途ペナルティカタログに明記します。

- 1) ペナルティには次の5種類があります。

- ① タイム及び得点ペナルティ
 - ② 警告
 - ③ 順位降格（リザルトのポジションダウン）
 - ④ ラップペナルティ
 - ⑤ 失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。
- 3) 順位降格は、レーススタート時の違反、危険な行為などの場合そのヒート終了後の順位を下げる時に適用されます。
- 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- 5) 失格は次の反則行為に課せられます。
- ① 違法または不当に得たアドバンテージ
 - ② 車両違反
 - ③ 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
 - ④ 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - ⑤ 与えられたフラッグサインの無視。

第 9 条 レースの終了

- 1) レースの着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分経過した時点で終了とします。
- 2) チェッカーを受けた後はスピードを徐々に落とし前のカートを追い越さず、正規のコースを走行してピットロードに進入し、車両検査を受けます。
- 3) 先頭のカートが規定の周回数を終了する以前に誤ってチェックマークが提示された場合は、その時点をもつて競技終了となります。また遅れてチェックマークが提示された場合は、チェックマークとは無関係に規定の周回数で終了したものとして順位が決定されます。

第 10 条 完走

- 1) レースの着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後、2 分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算されます。この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり、他の助けを借りることなく、コースを正しい方向に進行できる状態を言います。完走者となるためには、チェックマークに関わらず、規定周回数の 1/2 以上完了していなければなりません。
- 2) フィニッシュラインを通過する際、ドライバーはカートに乗車した状態でなければなりません。
- 3) 完走者となった者のみが入賞の対象となります。

第 11 条 抗議・暴力等に関する事項

抗議は原則として受付は行いませんが、抗議等がある場合は、オフィシャルチーム代表を通して審査委員会に抗議を行ってください。抗議は各ヒート終了後 30 分以内まで行えるものとします。

- 1) エントラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースの裁定に対し、スポーツマンらしからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合当該競技会より除外とします。施設から退場いただく場合もあります。
 - 2) エントラント、ドライバー及びピットクルーによる競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、オガナイザーの判断により当該競技会より除外、当施設からの退場、次戦のエントリー拒否等のペナルティを与えることができます。
- 主に、選手に対しての暴力、選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応をお願いいたします。
- 3) オガナイザーや大会審査委員、選手、全ての関係者に対して、SNS 等外部メディアで誹謗中傷、侮

辱をした場合、またはその恐れがある場合、競技会の参加を取り消す場合や以降を含むエントリーの拒否をする場合があります。

第 12 条 順位の決定

レースの順位は、次の順位によって周回数が多い順に決定されます。

- 1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了し、チェッカーを受けた者）。
- 2) チェッカーを受けていない完走者（規定周回数の 1/2 以上は走行したが、チェッカーを受けなかつた者）。
- 3) 周回数に基づく不完全走者（チェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者）。
- 4) 不出走者（当該ヒートに出走できなかつた者）。
- 5) 失格者

※上記項目で複数の同一周回数者がいた場合は、フィニッシュラインの通過順位とします。

ポイントは完走者（規定周回数半分以上を完了した者）のみに与えられ、不完全走者及び失格者には与えられない。

第 13 条 ピットイン

ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、且つ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。

第 14 条 ピット及びパドック内におけるルール

- 1) 大会に関する者は、施設内ではすべて定められたクレデンシャルを付けなければなりません（配布された場合に限ります）。
- 2) ピットは指定された場所を使用しなければなりません。また、ピット内で作業ができる者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみとし、これに違反した場合は失格になる事もあります。
- 3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は登録ピットクルー1名に限り、コースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行う事ができます。
- 4) クローズド競技会においては、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにあります。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示とします。
- 5) レース中の燃料補給は特別規則書付則で許可されていない限り禁止とします。
- 6) ピットエリア内（パドックを含む）における火気（喫煙等）の使用は禁止とします。
※消火器（ABC 粉末タイプ/4型（内容量 1.2Kg 以上））をパドックに備えることを強く推奨します。
- 7) レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはなりません。
- 8) パドック内での走行はすべて禁止とします。
- 9) パドック内でエンジンを始動することは原則禁止（始動確認は可）とし、暖気は暖気運転指定場所にて行うこととします。
- 10) サーキット内は自転車、スクーター、キックボード、それに類似するものの運転は禁止されます。

第 15 条 再車検

- 1) レース終了後、再車検が行われます。
- 2) 車検長は、スタートした全ての車両に關し車両検査を行う権限を保有します。車検長が検査を行う際は、ドライバー、登録ピットクルーが責任を持って車両の分解及び組み立てを行わなければなりません。関係役員及びドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事はできません。
- 3) 本条項の検査に応じない場合は失格とします。

第6章 成績及び賞典に関する事項

賞典、シリーズポイントは下記の通りとします。これ以外の基準を適用する場合は、特別規則書付則で公示します。

第1条 レースの成立

クラス別に参加台数が3台以上あった場合にレースが成立します。性能が近似したクラスが混走となる場合があるが、賞典をクラス別とするか総合順位とするかは主催者が決定して告知します。

第2条 賞典

各クラス第1位～第3位 トロフィー

各クラス参加者 副賞

その他

第3条 シリーズ戦ポイント

本大会のドライバーポイントは次の得点基準を適用します。得点は決勝レース完走者（規定周回数の半分以上を完了した者）のみ与えられ、不完走者、失格者及び不出走者には与えられません。

- 1) シリーズの成立は3大会以上開催とします。
- 2) クラスごとに同一シリーズ戦を通じ最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとします。

<通常ポイント>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
ポイント	15	12	10	8	7	6	5	4	3	2	1

- 3) シリーズ戦ランキングは、同一シリーズ戦の全戦のポイントを合計し得点の多い順に上位とします。
- 4) 同点の場合は上位入賞回数の多い者を上位とします。
- 5) 4)でも決定できない場合は最終戦の順位で決定します。尚、最終戦に参加しなかつた場合は最終戦により近い競技会において高得点を得たものを上位者とします。

第7章 損害補償

主催者及び大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第8章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告については、主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否する事ができません。

- 1) 公序良俗に反するもの。
- 2) 政治・宗教に関連したもの。
- 3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第9章 肖像権及び個人情報に関する事項

レース主催者、及びこれが指定した第三者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、レースイベント参加者の肖像権及び個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

第1条 業務内容

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト作成、保険の受付、その他レースイベントを円滑に行うための業務及び、これらに付随する業務。

第2条 利用目的

- 1) レースイベント事務手続きを行うため。
- 2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため。
- 3) レースイベントの内容等を報道、放送、出版等に用いるため。
- 4) レースイベントの内容等をインターネット経由し、情報を公開するため。
- 5) レースイベントの状況動画や画像配信を行うため。
- 6) レースイベント中に事故があった場合、保険処理を行うため。

第10章 主催者の権限に関する事項

- 1) 参加申し込みの受け付けに際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックの参加を選択あるいは拒否することができます。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができます。
- 3) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及びその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可することができます。

第11章 反社会的勢力の排除

- 1) 参加者（登録メカニックを含む）が次に該当する場合は参加拒否をさせて頂きます。また、参加中または参加後に判明した場合は、判明時点において当該競技会を失格とし、以降開催される全ての競技会の参加を拒否します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標ぼうロゴまたは特殊知的暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会勢力」という）に該当していると認められるとき。
 - ②反社会的勢力を同伴し入場させたとき。
 - ③反社会的勢力と関係を有し、または利用したと認められるとき。
 - ④公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
- 2) 前項の規定により、参加を拒否し、または競技会を失格となつた場合は、主催者は当該参加者の支払い済みエントリーフィー、保険料その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものとします。

第12章 その他の一般事項

- 1) チームの代表者、ドライバー及びピット要員は本規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、本機構ならびにその所属員及び競技役員に対し、いかなる責任も追及しないこと。
- 2) 緊急医療機関に関しては各大会において、オーガナイザーが医療機関を指定します。なお、緊急時は救急隊員等医療従事者の指示に従い、迅速かつ適切な処置ができる医療機関への搬送を最優先とします。
- 3) 本開催概要の解釈 本開催概要ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとします。
- 4) 本開催概要に記載されていない事項 本開催概要に記載されていない事項は、FIA(国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したJAF(日本自動車連盟)国内競技規則と

JAF 国内カート競技規則、全日本/地方カート選手権車両規定、SL 競技規則、本大会開催概要、本競技会及び開催場所における慣習とその車両規定に準拠します。

5) 本規則は参加申し込み受付と同時に効力を発します。

第 13 章 制定

・2026 年 1 月 19 日制定